

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年11月6日（火）午後3時00分から午後5時02分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 渡 邊 英 敬（横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 野 上 小夜子（横浜地方裁判所第5刑事部判事補）

検察官 池 田 美 穂（横浜地方検察庁検事）

弁護士 千 歳 博 信（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 70代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、ただいまから裁判員経験者の意見交換会を始めてまいります。

本日の司会を務めます横浜地方裁判所第5刑事部の渡邊と申します。

裁判員裁判の経験に関しましては、制度開始以前の準備段階を青森地裁で経験しまして、制度開始後は千葉地裁、仙台地裁、そしてこの横浜地裁で裁判員裁判を担当しております。これまで六十数件の裁判員裁判を担当しまして、500名以上の裁判員、補充裁判員の方と一緒に仕事をしてきました。

どの事件でも、裁判員、補充裁判員の皆さまがひたむきに審理、評議に臨まれる姿には心を打たれているところです。今日はどうぞよろしく願いいたします。

多少前置きになるのですが、裁判員裁判制度は制度開始以来10年目に入りまして、この間、当庁でも多くの裁判員、補充裁判員の方に御参加いただいております。

その中で、今日はあいにくのお天気の中ですけれども、比較的最近のいわゆる自白事件の裁判員裁判に参加されました5名の裁判員経験者の方にお集まりいただいています。それぞれ裁判員裁判を経験されまして、さまざまな御意見、御感想をお持ちだと思いますけれども、これらは今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするために貴重な財産となります。

また、本日の意見交換会の内容は後日、裁判所のホームページにアップされることが予想されておりますので、これから裁判員裁判に参加される方々にとっても参考になりまして、その方々が参加いただくための力強い後押しになると考えておりますので、率直なところをお聞かせいただければと思っております。

今、申し上げたとおりですけれども、皆さんが参加された事件はいずれも自白事件となっております。そこで今日は自白事件を基本に据えながら、関連する話題にも意見交換の対象を広げながら、皆様の御意見、御感想をお聞かせいただこうと考えております。

この意見交換会には検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。それぞれのお立場で、裁判員経験者の皆様からどのような御感想、御意見をいただけるのか、大きな関心をお持ちのことと思います。

そこで、本題の話題事項の意見交換に入る前に、まず法曹関係者の方々から自己紹介を簡単に結構ですので頂戴しておきたいと思っております。

横浜地方検察庁から池田検察官、どうぞお願いします。

(検察官)

横浜地検の検事の池田と申します。

裁判員はこちらの横浜で何件かやらせていただいております。

今日はいろいろ伺えるのを楽しみにしております。よろしく願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございます。

神奈川県弁護士会からは千歳弁護士、お願いいたします。

(弁護士)

弁護士の千歳と申します。

裁判員裁判がちょうど今、同時進行で2件係属しております。自白事件ということで、量刑をお考えの中でどのような議論がされたのかなど、いろいろと一弁護人として関心があるところですので、御意見をよろしく願います。

(司会者)

どうもありがとうございます。

横浜地方裁判所からは野上裁判官、お願いします。

(裁判官)

横浜地裁第5刑事部の野上と申します。ふだんは渡邊部総括裁判官のところで左陪席裁判官としてやっております。

私は裁判官になってまだ2年目で、裁判員裁判自体もかなり経験が浅いもので、今日は皆様のお話を聞いて勉強させていただければと思っております。

どうぞよろしく願います。

(司会者)

どうもありがとうございました。

この後の意見交換では、話題事項ごとに、経験者の皆様から提供されました御意見に対しての御質問などを頂戴しながら進行したいと思っております。

それでは、本日御参加いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ裁判員裁判に参加されての全般的な御感想とか印象を簡単にお話しただこうと考えております。

先ほど申し上げたとおりですけれども、皆さんはそれぞれ自白事件を担当されていますので、それぞれの事件に関する御感想を織りませてください構いませんし、裁判員の経験を通じて何か見方が変わった、変化があったという方がいらっしゃるようでしたら、その点なども織りませながら御披露いただければ幸いです。

今日は、評議でもそうだったかもしれませんが、番号でお呼びすることになりますので、まず1番の方ということになります。

1番の方ですけれども、去年の7月に行われました強盗致傷、強盗致傷幫助事件を担当されまして、審理、評議は3連休を挟んで連続7日間という事件のようでした。

では、伺えますか。お願いします。

(1番)

まず最初に思ったことが、法律というものは守らなければいけない、それを守らないと罰金とかそういうものがあるということでした。

法律を運用するという言葉が合っているのかどうか分かりませんが、法律を使って人を裁くという経験はどんなものなのかなということを非常に最初、不安に思いました。

自分たちが決めたことで、その行為を行った人のこれからのことが左右されるのではなかろうかというところが、少し不安なところでありました。

短いですが、全体的な感想は以上でございます。

(司会者)

いきなり御質問という感じになってしまいますが、その不安はどこかの段階で解消などはできたでしょうか。

(1番)

証人の方たちのお話ですとか被害者の方のお話によって解消できました。

被害者の方がおっしゃっていたのが、刑務所には入れなくてもいいです、ちゃんと更生してもらえればそれでいいですというような意見を聞きました。被害者の方が、もっとひどい刑にしてくれと言うのかなとも考えていたのですが、そういういろいろな人の意見を聞いて判断に及んだということがありました。

そのときに裁判長が言われたのが、過去の事例があるので、そういうものを基準

に判断しましょうねというようなことをおっしゃってくれたので、それがすごく参考になりました。

(司会者)

その事件、その被告人に最終的に適切な結論を出すに向けての不安があって、それについていろいろな場面で説明を受けたりすることで、あるいは、当然ですけれども、審理を通じて事件が分かってきて、徐々に不安も解消されながら判断に至ったと、そんな感じでしょうか。

(1番)

はい。

(司会者)

どうもありがとうございました。

次に2番の方ですけれども、今年の9月に行われました殺人未遂事件を担当されました。審理、評議の日数は連続した5日間のようなようでした。

では、お願いいたします。

(2番)

担当した裁判員については量刑を争うもので、身内の事件ということで、証人尋問とかそういったものは一切なく、全て5日間で終了という事件でした。

初めて裁判員に選ばれたとき、私は本が好きだったので、ずっといろいろな本を読んでいて、この裁判員制度が始まってから、いろいろなドラマとか映画とかでそういうシーンが非常に多くなって、ある程度そういうものなのかなというものは持っていました。それで、実際に選ばれて、いざ裁判になったときには、長い人生でこういう経験はないなと思って臨みました。

一番驚いたのは、検察官の方が裁判員裁判というものを理解して、素人の方にも分かりやすいように経緯から裁判を争う量刑の内容だとか、きちっとプレゼンが非常に分かりやすく、一方、弁護人の方は、多分国選だったと思うのですが、そういったものがなかったものですから、被告人の方も罪を認めていたので量刑だ

けの争いだったのですけれども、率直な意見からすると、ああいったプレゼンがあると、一般の素人の裁判員から見るとそちらに気持ちが行くなというのを実感として感じました。

全部で5日間で証人尋問などが一切なかったのも、その辺もあればもう少し私の感想も変わったのかと思うのですけれども、身内の事件ですので、証人尋問は親が出るわけでもなく、仕方ないなと思いつつも、比較的負担のあまり重くない裁判だったなという感じを受けました。

(司会者)

今の発言から、一点伺おうかなと思ったのは、参加する前は裁判と聞くと取っつきにくい感じがするのですけれども、実際に参加してみると意外と分かりやすかったというところなのでしょうか。

(2番)

そうですね。裁判員になって、やはり皆さんも考えているなというのを感じて、一般の素人の方にも分かりやすく、この裁判は何を争う裁判なのかという目的がきちっとしたプレゼンがあったものですから、そういう面では非常に入りやすく、審議もしやすかったかなと思います。

刑について、先ほどの1番の方のお話にもありましたけれども、こういう刑においては過去の判例としてどうだったのかというのも、実際に判例としてきちっとグラフ化されているものですから、そういう面では、量刑を争う裁判だったので非常に分かりやすかったなという感じを受けました。

(司会者)

どうもありがとうございました。

次に3番の方です。同じように去年の9月に行われました営利略取、逮捕監禁致死、死体遺棄、有印公文書偽造同行使詐欺事件と、かなり罪名が多いようなのですが、この事件を担当されております。審理、評議の日数は合計4日と聞いております。

では、3番の方、お願いいたします。

(3番)

もともと裁判員裁判が決まった頃から何となく興味がありまして、数年前からは裁判員裁判についてもマスコミでいろいろ取り上げられていたではないですか。そう思っていると、ひょっこりと横浜地裁から書面が届きまして、何をしたかなと。

(司会者)

びっくりしてしまいますよね。

(3番)

びっくりしまして、家内が、お父さん、何をしたのとか言っていたのですが、こういう冗談から入りまして、ふたを開けましたらかくかくしかじかで、当たる確率等もいろいろ聞きましたけれども、正直に言いますと当選すればいいなと思っておりました。

興味がありましたし、2番の方が言われたように、確率が低いですから経験をしたと言ってもなかなか経験ができないということで、やってみたいと思っていたところ、ひょっこり当たりました。

当たった後に、おおよその概要、裁判の内容を聞きました。これはとんでもない事件だなとはまず感じました。それに対しては動揺とか不安とかは別段なかったです。

ただ一点、人が人を裁くということに対しては、もともとなかなか厳しいなと。感情が入るだろうし、全てが制度的に行くのかどうかとか、そういう部分のことはありましたけれども、いわゆるプロの裁判官がいて、いずれにしてもアシストなので、そんなに気負わずに気楽にというか、きちっと事実確認をしていけばおのずと結果がついてくる、結果というか最後まで行くのかなという感じで参加をさせていただいた次第です。

(司会者)

参加される前から興味がおありで、しかも当選したいというお気持ちで、実際に

務められて、やってよかったという実感が持てたかどうかなのですが、どうでしょうか。

(3番)

何がよかったかというよりは、現実に罪を犯した被告人を見ながらというのは、まさに経験がないので、被害者の方あるいは被害者の親族、かなり凶悪な事件でしたから、どうしても感情というのはそちらサイドにつきますね。

もう一つは、法の下での平等というのを当時の裁判長から言われましたけれども、法の下での平等というのはどこまでが法の下での平等かなどということも思いつつ、させていただきました。

(司会者)

その辺りが評議の難しかったところだろうなというところですね。

(3番)

難しいですね。

(司会者)

では、また伺います。どうもありがとうございました。

次が5番の方です。今年の1月から2月にかけて行われました、器物損壊、現住建造物等放火未遂、火炎瓶の使用等の処罰に関する法律違反事件を担当されたということです。審理、評議の日数は合計4日と伺っています。

では、5番の方、お願いいたします。

(5番)

私自身はもともと推理小説が好きということもありまして、裁判所から封書が来たときに子供に、来ちゃったと言ったら、子供が、おもしろそうだから行っておいでよ、どんなことをやっているか教えてほしいから行ってきてという感じで言われまして、実際には選定の場があるので、そこで選ばれるかどうか分からないけれども、行ってみるねと言って、実際、選ばれて、選ばれちゃったという少し不安な面もありながらも、やった、選ばれたという感じの複雑な心境でありました。

事件自体も事件名だけを見るとすごく重い感じなのですがすけれども、一番重いものを中心にして考えていくのですよと、考え方についてとか進め方についても裁判官の方から細かく教えていただいたりしたのでスムーズにやれたかなと思います。

また、先ほども申し上げましたが、推理小説が好きなので、証拠から、実際に本当にこの人がこういうことをやったのかなという検証をしていく場面がだんだん楽しくなってきたてしましまして、最後の量刑を決める段階で、ここがあったのだ、この一番重いのがまだ残っていたのだなと思いつつも、量刑のグラフや資料を見て教えていただいたことによって、みんなでいろいろな屈託のない意見を言い合って決めることができたかなと思います。

判決の日には子供も実際に裁判所へ来て、子供が見ている中で最後をやることができたので、子供にもいい経験になったし、自分自身もよい経験ができたかなと思います。

(司会者)

そういった経験というのは、裁判が終わってから、別の機会にお友達などにお話しするようなこともあったりしたのでしょうか。

(5番)

子供が自分もやりたいということを言い始めまして、まだ何年もあるね、そのころまでこの制度があるかなと言いながらも、楽しみとは言っていました。

(司会者)

この制度はずっと続きます。是非候補者になっていただきたいですね。

最後は6番の方です。今年の2月から3月にかけて行われました強盗致傷事件を担当されております。審理、評議の日数は合計4日間と伺っています。

6番の方、お願いいたします。

(6番)

私は最初に最高裁判所から封書が来て、そのときにまずびっくりして、選ばれる対象者になりましたという話でした。それが来たときに、嫌で嫌でしようがなく、

どうやったら逃げられるかとか考えていませんでした。

約1年近くたったので、よし、これで逃げられた、もう来ないなと思っていました。

ところが、間際になったら、今度は横浜地裁から、あなたが候補選考対象者になりますから来てくださいということで、来てしまったのだからしょうがないな、でも当たらなければいいということしか考えていませんでした。宝くじは当たった方がいいのしょうけれども、これは当たらない方がいいとずっと思って会場に行きました。

選任手続があつて、当たってしまったのです。それでびっくりして、嫌だなと思っていました。

それで、当たってしまったし逃げるわけにもいかないのしょうがないと、皆さんが行く後ろをとぼとぼついていって、裁判長から話を聞いた途端に、肩の荷がほっとしたというか、普通の方なのですね。よく町内会におられるような方なのですよ。趣味はサスペンスドラマを見ることだとか、料理がうまいとか、普通の話がされるのですよ。私は裁判長というのはもっと怖い方で、どうしよう、逃げ出したかと思っていたら、そういう方で、他の裁判官は、一人は若い女性の方、一人は中堅の方でしたが、皆さんものすごくざっくばらんで日常会話もしていただけるので、すぐ慣れました。

二つ目は、先ほどの方もおっしゃられましたけれども、検察官側、弁護士側、それぞれが我々のような裁判員に対してまるでドラマのストーリーのように詳しく説明していただきました。まるでドラマを見ているみたいだったのです。これだったら、ドラマを見ているみたいだから、何とかついていけるかなというのが2番目の印象でした。

それで、随分工夫しておられるのか、それともあれが一般的なのかなと、いまだによく分かりません。

ということで、私は70年で初めての経験をしましたが、結果としては、

70年の人生の中で一つの非常におもしろい経験をさせていただいたというのが結論です。

それから、そのとき私の孫が小学校だったのです。春、たまたま休みなので、見に行きたいと言うから、小学生はだめだよと言って、裁判長にお伺いしたら構いませんということで、一人でやってきて傍聴席で見えていました。それが後々、何かそういうことに興味を持ってくれればうれしいなというのがありました。

以上です。

(司会者)

どうもありがとうございます。

6番の方が、最初は嫌で嫌でたまらないというお気持ちだったと思うのですが、漠然となのでしょうかけれども、何が嫌だという気持ちを起こさせるのでしょうか。

(6番)

一番嫌だったのが、どんな事件を担当するのかが分からないことです。一説によると殺人事件、凶悪事件が裁判員裁判の対象ですよということを聞いたことがあったのです。

そうすると、殺人事件か、というのがあって、それがやはり嫌だったですね。

それから、最近言われている、神奈川県でも凶悪事件がいっぱい起こっていますけれども、あのような事件を担当したら嫌だなというのもありました。

(司会者)

でも、実際に来てみたら裁判長は普通のおじさんだったというところもあり、徐々になじんでいかれたということですね。

どうもありがとうございました。

今、それぞれの方が全般的な印象、感想などをいただいたところですけれども、少しずつ話題事項に入っていこうと思います。

今も何人かの方からお話が出たのですが、選任手続にいらっしゃるまではどのような事件を担当することになるかを知ることができなかったという状態で、選任手

続に参加されて初めて具体的に担当する事件の内容を知ることになります。担当された事件の中には人が亡くなった事件もあったようですし、今の感想にもありましたけれども、何か不安をお持ちになったこともあったと思います。

まず選任手続の段階で、何か不安を感じるような場面があったのか。そして、もしそういうことがあったとしても、その不安が解消できたのか。あるいは解消できたとして、どのようないきさつ、方法で解消されていたのかという辺りを伺えればと思います。

これは何か思い当たるところがある方にどんどん御発言いただくということを想定しています。いかがでしょうか。

5番の方も、選任手続のときには少し不安があったというお話があったと思います。

(5番)

まずどういう事件かが分からないということもあるし、その場で被告人の方の名前と住所の地域を教えていただくのですけれども、もしかして知っている人だったらどうしようみたいなことがありました。その場で、知っている人とか関係者だったら御辞退くださいと説明されまして、読み方は違うのですけれども、同じ漢字を使っている方が前の職場にいまして、その人の関係者だったらどうしよう、でも読み方が違ったから関係ないとか、そういう感じで少しありました。

自分と直接関係なくても、関係者だったらどうしようかなみたいなところが少し不安ではありました。

(司会者)

他の方で、選任手続の段階で何か不安など、疑問と言ってもいいのかもしれませんがけれども、この辺りで御発言いただける方がいらっしゃればお願いします。

(1番)

期間が分からなかったものですから、会社をそんなに休めるのかなという不安もありました。一応大体7日間と言われたので会社に説明したら、国が決めたことだ

からしっかりやってきてくださいということで、会社には理解していただいたのですけれども、他のお勤めをなさっている方で、同じようには会社を休めないという方もおられるのではないかなということをごちゃごちゃとしました。

(司会者)

この制度導入のころは、裁判員特別休暇をできるだけ設けてくださいというような働き掛けを裁判所でも積極的にしたということもあったのですけれども、実際には従業員が初めて裁判員に選ばれて、制度を作っていない、どうしようということで、ばたばたという感じのところもまだあるようなので、まだそういった点については裁判所の働き掛けはこれからかなということもあります。

1番さんの会社では理解があったということですね。

(1番)

このほど制度ができました。

(司会者)

そうなのですね。

先ほどの5番さんの不安というところなのですけれども、選任手続ですと、何か裁判所に話しておきたい点、気掛かりな点は何でもお話してください、個別にお話を伺いますからということでアナウンスを差し上げているのですけれども、5番さんは特にそこでは手を挙げられなかったということですね。

(5番)

そこでは挙げていません。

(司会者)

あとは、選任手続の段階で、不安というところに縛られずに、こんなことを感じました、あるいはこういったところを工夫してもいいのではないですか、あるいは逆に、とりあえずスムーズに進んでいましたねということ、何でもいいのですけれども、何か思い当たるところがあればお願いします。

(2番)

裁判所から1年間、選ばれましたと。その後、大分日数が経ってから裁判所へ来たのですけれども、初めて来たときに結構40人ぐらいいたので、こんなにいるのかというのが第一印象だったのです。そこから最終的に、ルーレットではないですけれども番号がぱっと選ばれたので、この40人の目の前でああいうルーレット的なもので決めるのであれば、無差別に裁判所でやってもよかったのではないかと、あえてその場でもう1回ルーレット的なことをしなくてもいいのではないかと、う気は少ししました。

どうせ最終的には6人プラス補充の方がいらっしゃいますから、であれば、先にぼんと決めたらどうなのだろうというのと、こんなルーレットで決めるのかと、裁判員裁判はもっと厳粛なものだと思ったので、ルーレットで決めるのかというところのギャップがあったのが、不安ではないですけれども、少し変だなと思いました。

あと、先ほど5番の方もおっしゃっていましたが、まだ40人が選ばれる前に、今回の事件は住所も個人名も書いてあったものですから、これはちょっといかなものかと、選ばれたからこういう事件ですよといっても、万が一その40人で、選ばれていなかった方が少しでもこういう事件だったよと話したりすると、それもあまりよくないなという気はしました。

(司会者)

2番さんのお持ちだった疑問、何でこんなに多く集めるのかとかについて、特に説明などなかったですか。

(2番)

そのときあったのか、記憶にはあまり残っていないので、あったのかもしれないけれども、あまり覚えていないですね。ただ、こんなに四十何人もいるのだということと、ルーレットかと、こちらの方が大きかったかなという感じですね。

(司会者)

では、誤解を解くために少し御説明を差し上げると、実際に選任手続の日に急遽都合がつかなくなるような方が出てきたり、あるいはその後事情ができて、その期

間について御辞退をしたいという方が申し出られたりということがあるものですから、ぎりぎりのところでお越しいただくというよりは、少し余裕を持ったところでお集まりいただくということを裁判所は想定していきまして、それが事件によっては、選任される方からプラス何人ぐらいのところでお集まりいただく場合もあれば、2番さんの事案のように、10人、20人多くお集まりいただくというケースも出てきてしまうということです。

あとは、それまで事件をお知らせしていないものですから、実際にお集まりいただいた方が事件との関係で何か接点があったり、極端な場合は関係者だったりということになると、その方に参加していただくわけにはいかなくなるものですから、そこで初めてそういった情報を提供して問題なく参加していただける方に絞り込んでいくとすると、ある程度多人数を用意して、それで抽選をしていくという必要が出てくるということで、今こういうシステムになっていますというところを一言だけ御説明差し上げます。

ここまでの中で法曹三者の方から、この点を少し聞いておきたいなというところがありましたら、御自由にお聞きいただければと思います。

まだこれから先は続きますけれども、もしあればどうぞ。

千歳弁護士、お願いします。

(弁護士)

2番さんに教えていただきたいのですが、2番さんのお話の中で、検察官はプレゼンが非常に上手で分かりやすい説明をしてもらったのでよかった、逆に弁護人の先生はいまいちよく分からないというか、検察官に比べると分かりづらかったというようなお話をされておりましたが、具体的にどういう点が弁護人の話の中で分かりにくかったのかということをお説明いただけますでしょうか。

(2番)

一言で言えば、紙物にしてあるか、口頭で言われたかというのがあるのですが、検察官の方が紙物で分かりやすく解説書みたいなものを作ってくれたのが非

常に分かりやすかったなというところでは。

もう一つ、最後の方であまりにも被告人の方が、午後から急に意見が変わったものですから、多分打合せができていないのだろうなという印象は持ちました。

(司会者)

今、お話をいただいたところの続きになるかもしれませんが、次の話題事項の項目としては、検察官、弁護人の主張の在り方というところについて御意見を伺いたいと思っています。

審理の最初の場面を思い出していただきますと、起訴状の朗読があり、罪状認否があり、検察官、弁護人から冒頭陳述が行われていたと思います。そこでは事案の概要ですとか、それぞれの立場での事件の見方とか、恐らく争点が明らかになったと思います。

どの事件も基本的には事実関係に争いが無い事件とされておりましたので、争点は、皆さんから出ていましたけれども、量刑ですね。被告人にどのような刑罰を科すのが相当かといった点だったと思います。

聞き慣れない罪名が出てきたり、法律用語、法律概念が出てきたかもしれません。

また、事件によっては複数の被告人と一緒に審理される、あるいは複数の事件と一緒に審理されるというところ、更にその関係する人物も多数登場する事件もあったと思います。

初めて審理を御担当されるというところで、もしかするとその内容が錯綜したり混同されたり、あるいは事案を理解するのに苦労されたのかもしれないなというところが気掛かりなところですし、何が重要でこれから何を判断していくのかということについて戸惑われたりしていたのかもしれないというのが気掛かりなところです。

そういった問題意識の下に、審理の最初の段階で冒頭陳述がなされまして、それによって検察官、弁護人、それぞれの御主張、あるいはその主張の対立点といった辺りが理解できたのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

今の2番さんのお話ですと、検察官のそこでの冒頭陳述が整理されていて分かりやすかったという感じかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(2番)

そうですね。カラーコピーだったのですけれども、文字の字体を大きくして、主張したいところ、審議してもらいたいところ、その辺が一般の我々に分かりやすく色づけと文字の大きさを変えながら、相当準備しているなというのを感じました。それが最初に驚いたという感じですね。

そういうものがあることすら分からなかったものですから、自分たちでメモをとって、自分たちの事件をよく聞きながらやるのだと思った矢先に、紙を配ってもらったものですから、これが非常に印象が強かったなと思っています。

(司会者)

その最初の冒頭陳述を聞いたことで、大体事案はこんな事案で、これから先はこういった点を注意しながら審理を聞いていけばいいのかなという方向性というのは理解できましたか。

(2番)

はい。

(司会者)

他の方はいかがですか。審理の最初の頃を思い出していただいて、冒頭陳述を中心に理解しやすい内容で、その先の証拠調べにつなげていけたのかどうかで、お感じのところですけども。

3番の方、どうぞ。

(3番)

なかなか複雑怪奇な事件でありまして、いわゆる縦割り組織の下っ端が実部隊の裁判だったのですね。

(司会者)

少し事案を簡単に御紹介すると、事件の内容としては被害者から金品を奪う目的

で被告人が他の共犯者4名ないし5名と共謀して、まず裁判官作成名義の捜索差押許可状を偽造して、国税局の職員による捜索、差押えを装ってキャッシュカードや通帳などをだまし取ったと。

ところが、預金を引き出せなかったのも、更に被告人が共犯者2名ないし3名と共謀して、被害者の銀行口座から金を奪う目的で被害者を無理やり車に押し込んで車の中に監禁し、被害者を脅迫した上で切り出し小刀で太ももを突き刺して死亡させ、更に、掘った穴にその死体を埋めて遺棄したと。

こういう事件の中で、3番さんが担当された被告人は、だまし取ったり、車に押し込んだり、脅迫したり、小刀で突き刺したり、死体を埋めた実行役でしたと、こんな内容ですね。複雑ですね。

(3番)

そうですね。

(司会者)

こういう事件が最初の段階で、まずはこういう事件なのかというのが分かったのかどうかという辺りはどうでしょうか。

(3番)

事件は最初の詐欺と、いわゆる実行をしたと、車の中で最終的に人を死なせてしまったということ、この区別はすぐ理解できるのですけれども、人との関係ですね。

当初、冒頭陳述では被告人の問題ですが、そこに関連する人物が出てくるわけです。これがまたなかなか複雑な関係だったと思うのです。

普通の縦社会のつながりではなしに、偽装結婚ではないですけれども、偽装で親子関係をしたのかどうかとか、そういうことまで入ってくるので、実際に中身がなかなか見えなかったですね。

だから、検察官側の冒頭陳述でも非常に細かいことをやられて、弁護人側の方は追従するみたいなのですけれども、なかなか向き合えないような形で、ほぼ検察官

側の、その後証拠もありますけれども、いわゆる起承転結といいますか、流れは理解できたのですが、中身がさてどうなのかなということは、私だけではなく皆さん悩んでいましたから、当時の裁判長が少し絵を描いてみましようかとその後で言っていました。

(司会者)

その事件を理解する上では当然、登場人物が理解できないといけなくて、またその人間関係が複雑だったのですね。こういう事件かと分かっても、実際にどういう関係なのかというのは、やはり証拠調べを通じながら徐々に理解していくという感じですか。

(3番)

そんな感じですね。だから、その中で当然、当該被告人が主犯ではなく、もっと悪いやつがいっぱいいるなという話にまで広がって行ってしまいましたね。

(司会者)

なるほど。どうもありがとうございました。

他の方で何かお気づきの点などはどうですか。

6番さん、どうぞ。

(6番)

私の場合も同じようでした。最初、冒頭陳述を聞いただけで、どう絡んでどうだというのが、おっしゃられたような複雑とまではいかないのですが、幾つかひもといっていくときに、それはその後なのでしょうけれども、立証するところで細かくいろいろ、こうか、こうかと分かってきたと思うのですけれども、最初のところでは少しつかみづらいなというところがありました。冒頭だけでは。

(司会者)

恐らくこの後出てくるかと思えますけれども、事件としては被告人が一人で事後強盗といわれる、引ったくりをした後にその取り返しを防ぐため、あるいは逮捕を免れるために暴行を加えたというような強盗致傷の事案だったようでも、

犯行を指示した者が他にいますという主張があつて、そこをどういうふうにかけていくのかというところがポイントだったのかなということですね。

そういう構造だということは、恐らく弁護人が冒頭陳述で説明をされて、なるほど、そういうことがあるのかなということは頭に入っていたと、そんな感じですか。

(6番)

はい。

(司会者)

少し冒頭陳述にまで戻りますけれども、出だしのところで分かりづらくて、もう少しこういう工夫をしてもらった方が良かったなというものはございますか。

(6番)

それは審理していくうちに、徐々にみんながつかんでいけばいいのかなという気もしないでもないです。冒頭は骨子だけで要約してぎゅっと煮詰めたものでいいのかなという気もします。

(司会者)

その骨子でぐっと重要なところだけは伝わってきていたということによろしいですか。

(6番)

はい。その後、展開してくるときにいろいろな人が出てきて、こうしてああしてというのが見えてきていたので、それでいいのかなという気もします。

最初から分かるに越したことはないですけども、それはそれでいいのかなと思います。

(司会者)

あまり情報が多過ぎでもそしゃくしきれなくてというところがあるものですから、基本的なところを大づかみにしていただくというのがポイントで、検察官も弁護人も考えてやっていただいているところかなと思っているところです。

今は入口のところ、この後、証拠調べがあつて、最後に結審というところなの

で、証拠調べはこの後また時間を取って伺うことにして、また主張に戻るのですけれども、今度は審理の最後の場面をまた思い出していただきまして、証拠調べがありました。これを踏まえて検察官、弁護士、それぞれの立場でこの事件はこう考えるべきですというプレゼンが行われたと思います。

そのプレゼンが分かりやすければ、その後、評議ということで実際に検討に入っていくことになるのですけれども、その評議がスムーズに進んでいくのではないかと思います。

検察官、弁護士、それぞれの立場でされました最終的な意見が理解しやすいものだったのかどうかという点が一つと、その際に検察官、弁護士、それぞれの立場で、この事件にふさわしい刑罰、検察官は求刑という形でされるでしょうし、弁護士も量刑意見、科刑意見ということで多くの事件は弁護士からも意見をいただいたようですけれども、どうしてこういった刑罰が適切なのかという主張が、それぞれの立場で分かりやすく説明されていたのどうか。それを最終的には検討するのですけれども、なるほど、この立場からするとこういうものを求めているのだなというのが分かりやすかったかどうかという点。

そして、その説明をするのに、先ほども何人かの方から出ていましたけれども、これまでの同種の事案で量刑傾向を示すためのグラフというものが示された事案も幾つかあったと思うのですけれども、そのグラフが意味を持ってきたのかどうかといった辺りでしょうか。これらについてお感じのところを伺えればと思います。どなたからでも構いませんが、お話いただけますか。

論告、弁論で、なるほど、この立場からするとこういう点を重視してこういう主張になるのだな、こういった点を考えればいいのだなというところがスムーズに入っていたのかどうか。その際に、具体的な刑罰が当事者から主張されたと思いますけれども、なるほど、それはそうだよねという共感を持てたかどうか。その説明がグラフを用いてされていたとすると、グラフを利用したことが有益だったのかどうか。分かりやすさにつながったかどうか。こういった辺りについての問い掛けと

ということになります。どの点でも構いません。

2番の方、どうぞ。

(2番)

担当した事件が量刑で、身内、兄弟の争いということもありまして、検察官側は被害者はやはり一緒に住みたくないの、重い罪を求めてくるし、弁護人は情状酌量の余地があるのではないかという議論になるのですけれども、そういった面では非常に家族背景の説明もきちっとされていたので、非常に分かりやすかったと思っています。

こういった場合の、最終的にハンマーを使った殺人未遂だったのですけれども、ハンマーを使った殺人事件で実際に今までの判例はどうだったかというのは、一方ではグラフはあったのですけれども、あえて裁判長が審議の中ではそういったものは後にして、率直に裁判員として素直な感じでどのぐらいか、情状酌量があるのかという審議をした後から、そういったグラフで一つの指針を見せてくれまして、それを受けてもう一度同じ議論をして、グラフを見なかったときとグラフを見た後どう変わったのかというところもきちっと裁判員の皆さんと話をしながら最終的に判決を求めていったので、そういう面ではそのグラフも非常に参考になりましたけれども、それが全てではなくて、その前後の審議もあったのでよかったなと思っています。

(司会者)

今、2番の方からお話しいただいたのは、私の方で申し上げたグラフというのが評議の中で使われる場面があって、使われる時期というか、それを通じた議論がなされていったというところですね。

(2番)

はい。

(司会者)

審理の最後の場面で、論告、弁論でというお話になると、家族間の事件のようで、

その背景事情からの説明がされた上での主張の整理がされていた、それで理解ができましたというお考えだと伺ったのですが、大丈夫ですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

他の皆さんで、最後の場面、検察官、弁護人が主張する場面というところで、何かお気付きのところをお話しただけだと思いますけれども、いかがでしょうか。

また2番さんに伺うのもどうかと思いますけれども、入口の場面で比較してですけれども、検察官の方が分かりやすかったかなというところがあったのですけれども、最後の場面での分かりやすさの比較みたいなものはありますか。

(2番)

そこは途中で検察官側の方から、最初のとくと後半もプレゼン資料はありました。そこに難しい言葉があっても、下に注意書きで解説が書いてあったので、そういう意味では非常に分かりやすく、非常によくできたプレゼンだったなと思いました。

(司会者)

どうぞ1番の方、お願いします。

(1番)

私の場合は、兄弟3人プラスいとこということで実際にやった人が4人いて、いとこの子は一緒に審理はしなかったので実際にその場には、証人では出頭しましたがけれども、評決の対象にはならなかったと。

3人でサラリーマンの人を襲ってけがをさせて鞆を取ってしまったというところで、3人の兄弟のうち一番末っ子が見張りをしていただけだと。見張りをしていただけなのだから、見張りをしていた人の量刑はどういうふうにして決めるのかと。実際に馬乗りになって殴ってけがを負わせた人、その前にやっちゃおうぜと言った人、手招きして路地に入って行ってということで、そういう3人の比較をどうやって決めていくのかなというところが少し難しいと思いました。

先ほどのグラフではないですけれども、そういうのを見ながら裁判員で話をして、裁判官の人からこういう場合はこういうことがありましたという助言とかを聞かされて、結論に及んだという状況でした。

(司会者)

被告人3名と一緒に審理された事件ですけれども、そのうちの一人は、今1番さんからありましたけれども、見張りということで、手伝ったという位置づけで起訴されていて、幫助犯というなかなか聞き慣れない言葉の説明があったのかなと思いますけれども、それぞれの立場でどういうことが行われたのかということが分からないとなかなか評議が進みづらいようなところで、恐らくそこを理解されながら評議が進んでいったのではないかなと思います。

一つの区切りになりますので、その主張のレベル、主張の観点で参加されている法曹の皆さんから御質問があれば承ろうと思います。いかがでしょうか。

では池田検察官、お願いします。

(検察官)

冒頭陳述では大体骨子が分かればというお話があったのですけれども、法律的な用語とか概念とかが出てくる場合があると思うのですが、先ほどどなたかが、メモの下の方に難しい言葉の解説が書いてあったとおっしゃっていましたが、結局それに関して、冒頭陳述で検察官とかが説明した後で裁判所からの念押し的な形で説明があったと思うのです。

そうすると、最初の検察官の冒頭陳述に対する事実で、こういう事件なので、こういう争いなのでという言動ではもちろん提示するのだと思うのですけれども、法律的な概念のような、一般論といたらおかしいのですけれども、解説みたいなものというのはどの程度あって、それはどの程度有効だったのかというのを伺いたいと思います。

(6番)

あまり解説を付けすぎると、今度は逆に、検察官側の主張を裏で操作しているよ

うにもとられかねないなという気もするのです。こちらの方向に行かせるためにそれに合わせた解釈をずっと注釈を付けることもできないこともないかなど。

だから、まさに単語自体の説明はいいとして、あまり解説を付けすぎるのはどうかという気もしないでもないです。

それは細かく議論をしていく中で、検察官と弁護人側の人と、あとはみんなが集まったときに中身を確認し合っていくことで、中身の細かいところに入っていきけるのではないかなと思います。

もちろん最初の冒頭陳述のところでは、何を言っているのか全く分からないというのも困りますけれども、解釈を付けすぎるのも、という感じです。

(検察官)

考え方とかまで解説し始めると、もしかすると誤導でそちらに持っていかれているのではないかという疑いも出てくるということですね。

(6番)

はい。

(司会者)

他にはよろしいですか。

どうぞ。

(弁護士)

弁護人としてもこれまで研修という形で、冒頭陳述、一番最初に説明をする場面、それから弁論、一番最後に、今回については量刑に関して意見を述べる場面というものがありまして、弁護人としてはいろいろな研修や研鑽を積んで、分かりやすいプレゼンテーションをするように努力をしております。

冒頭陳述と弁論という弁護人がお話をする機会のとくに、ただの読み上げだけで冒頭陳述、弁論をしている方のほかに、例えば裁判員の正面に向かって視線を合わせながら、いかにもプレゼンテーションという形で御説明をしている弁護人がいらっしゃるのかどうかというところをお伺いしたいと思ったのですが、どうでしょ

うか、読み上げ以外にしっかりと目を見て話している弁護人の方とかはおられましたでしょうか。基本的には読み上げという感じですか。

(司会者)

皆さん、うなずいている感じですね。

いろいろな弁護人のやり方があって、例えば法廷に証言台があったと思うのですが、あそこに来られて手元の原稿を見ずに皆さんに語りかけるような形でやる方もいらっしゃる、すごく極端な例を出すと、弁護人席で原稿をひたすら読むというタイプの方もいて、最近はそのタイプの方はほとんどいなくなって、裁判員の方がプレゼンしている内容を理解しているかどうか視線を投げ掛けたりして、その反応を意識しながら弁護人の主張を理解してもらうという姿勢でされている場合が多いと思うのです。

そういう印象はお持ちなのかなという気はしたのですが、いかがですか。

(2番)

たまたま扱った事件だけで判断させていただきますと、検察官の方は、先ほど冒頭に言ったようにプレゼン資料がありつつも、検察官の方が鋭い口調で鋭い目線で我々裁判員の方を見ながらしゃべってくるという感じで、どちらかという、どうだというような印象が検察官側にはありました。

だから、最初にやはり検察官の方というのはそういう人なのだなと思ったのが最初でした。

一方、弁護人の方はやや御年配の方でして、どちらかという、声が少し小さかったものですから、文書を見ながら読み上げていたのですけれども、あまりよく聞こえていなくて少し聞きづらいなという印象でした。

だから、先ほど言ったように、前を見てとか我々の方を見てといったことではなくて、席のところで起立されて文面を読み上げたというだけでしたので、どちらかという、検察官の方が圧力はあったかなというのにはありましたね。

(司会者)

インパクトはあったのですね。

では、次のテーマということで、先ほどから出ているのですけれども、検察官、弁護人の立証の在り方というところについて御意見を伺おうと思います。

自白事件を担当された方にお集まりいただいていますけれども、どの事件も一つとして同じわけではなくて、事件の内容も調べた証拠も全然異なるという中で伺うことになるのですが、法廷で取り調べた証拠が分かりやすいものだったかどうかというところでは。

証拠調べの内容としては、証拠書類を調べる場面もあったでしょうし、証人尋問、被告人質問といった形で人に質問をして答えを求めるといったタイプの証拠調べもあったと思います。

最初は証拠調べのうち、証拠書類の取調べのところでお気付きの点があれば伺いたいのですが、法廷を思い出していただいて、モニターなどを使って証拠の内容が説明されたと思います。調べた証拠の内容が多い、少ないとか、それに伴って調べる時間が長い、短い、もっとこんな証拠も欲しかったという意見もあるでしょうし、少し長過ぎて理解するのが大変でしたという御意見もあるかもしれませんし、証拠書類の調べ方というところで何かお感じのところがあれば伺いたいと思います。

口火を切るような形でお尋ねをすると、2番の方から証人尋問がありませんでしたというお話がありました。家庭内の事件だったと思います。

事件としては、先ほど御紹介がありましたけれども、被告人が同居する弟さんの頭をハンマーで3回殴ったけれども、殺害するには至らなかったと。被告人は長らく引きこもり状態で、その被害者の弟さんとは不和といった背景の事件ということですので、家庭内の状況を理解しないといけないのだろうなど。そこが誰か家族が出てくるのではなくて、皆、供述調書という書類を多分基本的に朗読して行って、それを理解するような審理だったと思うのですけれども、そういう意味で、その家庭についてとか背景事情といったところは十分理解できたのかどうかについてはいかがですか。

(2番)

今おっしゃられたとおり複雑な家庭環境で、一度離婚されて内縁の夫がいる環境の中で、兄弟での争いになったということもあるし、小さいときから兄は弟を憎しみとか、学歴や勉強ができる、できないとかいろいろなことがあったとか、そういった積み重ねで起きた事件でしたので、過去の経緯を文面だけで、文書を見て想定しながら家庭環境を裁判員で理解していったのですけれども、本当にそうなのかといわれると細かいところまではちょっと分かりませんが、どんな事情があったにしても犯した罪という実体はきちっとして反省しなければいけないので、それはそれ、これはこれという見方で、皆、そう深く追及もせず、ある程度、理解はしつつ、この犯した罪はどう判断したらいいのかというところに冷静に話のできたのではないかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方は、先ほども御紹介しましたけれども、人物関係も含めてかなり複雑な事件だったと。そこを調べる中で、証拠書類の取調べの時間がかなり長かったのではないかなと思います。

途中、ドライブレコーダーの再生も織り込みながらだったと思いますけれども、証拠書類の取調べの時間が相当長くて、結構理解するのが大変だったのではないかなと気掛かりに思えるところがあるのですが、その点ではどうですか。

(3番)

時間は長かったですけれども、別に理解ができないということではなかったですね。時代が変わったなとは思いました。ドライブレコーダーがずっと流れて、音声の部分は全部活字にしてもらっていますし、まさにドキュメントですよ、少なくとも車内の部分というのは。

(司会者)

まさにその犯行の前後については、そういうビジュアル的なところがあり、そこ

が大事なところで理解できますね。あとは、いきさつとかが、それぞれの立場がどんな行動をしているかというのは、供述調書という証拠がかなりウエイトを占めたかと思うのですけれども、これは聞いていて分かる内容にボリューム的なところも工夫されていたということなのではないでしょうか。

(3番)

そうですね。いわゆる人間関係が複雑なだけで、やっていることはそんなに複雑でもないですから、ストーリーとしては意外に分かりやすいですね。

(司会者)

そうなのですね。

(3番)

ええ、そういうふうに感じました。

(司会者)

証拠書類の関係でお気付きの点などあれば、経験者の皆さんからお願いします。

2番の方、どうぞ。

(2番)

証拠書類というよりは、たまたま私の事件は頭を強打したということで、モニターに頭の傷口が出るのですけれども、陥没したところで少し骨が見える程度で、そんなにびっくりはしなかったのですけれども、昨今いろいろな話をニュースなどで見ると、結構扱う事件によっては生々しいものもモニターで映し出されて、裁判員裁判をされた方は、あれが非常に嫌だったといった声もたまたまニュースなどで聞いたこともあったのですから、あれから今は変わっているのか、変わっていないのかよく分からないのですけれども、今どうなっているのだろうかというのが、そのまま生々しく死体とかがぼんと出ているのか、そこが少し気になります。

私が扱った事件は傷口だけだったので、そうでもないのですけれども、一般的にそういうことがあるものですから、そういったものは今どうなっているのかなというのが気になります。

(司会者)

2番の方の事件は傷口の写真は見ましたということなのですね。

(2番)

見ました。

(司会者)

3番の方は人が亡くなっているはずなのですが、その辺りがどうなっていたかというところはどうか。

(3番)

死体遺棄現場のブルーシートで覆われた現場だけが写っていました。だから、御遺体そのものは写っていない。それは解釈というか、事前に説明がありました。

(司会者)

5番の方、どうぞ。

(5番)

そのことと裁判員の選任との関係が出てくるのですけれども、選任のときに私の場合は鼻血が出ている程度の写真で、こういう証拠が出てきますけれども大丈夫ですか、だめな方は辞退というか、おっしゃってくださいという話がありました。大したことはなかった。

ところが、実際に殺人事件だったとして、シートで覆われている写真が出て、それが果たして証拠なのかなという気もするのです。それで、ケースによっては裁判員がそこを見なければいけないのかなと。

しかし、片や一方では我々みたいなど素人がそんな写真を見せられたら、私は辞退しますよ、嫌ですという気持ちも分かるのです。

今後、証拠として挙げていくときに、どの程度が妥当で、どの程度が我々一般人の恐怖感を付けないようなものなのか、それだけで判断というか最後を決めるわけではないのでしょうかけれども、証拠として出るときのレベルをどうするかというのは一つの課題かもしれないなという気がしました。

たまたま私のときは大した写真ではなかったから、それで辞退される方はいらっしやらなかったようです。その程度だったら別にと思うのですけれども、今のお話を聞いて、それが証拠という話だとどうなってくるのかなという気がしました。

(3番)

その部分というのはすごく配慮されているなと思いました。

先ほど6番の方が言われたような、死体そのものを見ないというより、それよりも全部現場の部分で証拠としてあって、たまたま見なくても大丈夫でしょうというのは、私は理解できましたけれども。見せろと言えば多分見せてもらえるでしょう。

(司会者)

難しい問題がありますね。

(検察官)

この事件はブルーシートで、しかもブルーではなかったのです。ブルーだと、ブルーシートとなると中を想像させるということで、それを白黒にしたのです。

あと、血痕が車内についていたのも白黒にしたので、血痕なのだから何だか分からないのだけれども、血痕ですみたいに囲って。なので、カラーでは出てなかったのです。

(司会者)

そういう事情ですね。

それを踏まえて最近の裁判員裁判でどういう扱いをしているか、その辺りを野上裁判官、お願いします。

(裁判官)

最近、その話はやはり裁判所的にも問題になっていまして、御遺体そのものの姿とか、そういうものを不必要に見ていただいて体調を悪くされるというのは、こちらとしてももちろん本意ではないので、基本的には必要がなければ御遺体の写真とかは普通は出てこないというのが前提になっているかとは思いますが。

けがなどは程度によるかとは思うのですけれども、明らかにこれはちょっとと思うようなものであれば、色味を変える、白黒にするとか、イラスト化して負傷の部位だけを明らかにするとか、そういったこともされているかと思えます。

ただ、他方で、それは証拠なのかという御意見が6番さんからあったように、それは原証拠そのものではないというところはあるので、争いがあるって、例えば陥没したのがハンマーで殴ったのか別の何か違う凶器で殴ったのかよく分からない、でも傷口を見ればハンマーだと分かるようになってきた場合、やはり見なくてはいけないですねという場面も出て来得るところではあります。

そこは、争点が今回の皆さんのように自白事件であれば、多分出さないという方向になりがちだとは思うのですけれども、いろいろ争点があるって、そこを判断するために見なくてははいけませんということになれば、なるべく分かりやすく、かつ負担の少ない方向で、イラストでも分かるのであれば、それでもイラストにすると思いますし、どうしても写真でという場合も、場合によってはあるかなと思います。

人によってその負担が違うのではないかというのもあるところなのです。

裁判員の6人となってしまったら、その中で見る人と見ない人がいるというのはやはりおかしい、同じ証拠を基に議論しなければいけないので、全員が見るなら見る、見ないなら見ないということにはなってしまうかと思うのです。

そうならないように、今回これは見てもらわなければ困るのだけれども危なそうだなという場合は、先ほどお話があったように、選任などで、こういう証拠が出てくるので、人によって違うと思うので自分がそこをどこまで負担に感じるか、危なそうなら個別質問などで相談してください、だめなようなら残念ながらそれは辞退という方向にしてくださいという形で調整はしているところです。

(司会者)

事件によって、その争点によって、その人によって精神的な負担を感じるおそれのある証拠を本当に調べなければいけないのかという必要性を、実際の裁判が始まる前に争点なり証拠を整理する手続があるのですけれども、そこで検察官、弁護士

の御意見をいただきながら整理して、必要がないのに調べる必要はないですから、そこでスクリーニングしますし、必要があるとしてもそのもの自体を調べる必要があるのか、今、説明がありましたけれども、少し何か工夫することで調べることができるのかどうかという辺りも議論して臨んでいますし、人によって感じ方が違うものですから、不安のある人はあらかじめ選任手続で率直なところをお話しただいて、我々の方で説明できる限りで説明差し上げて、それでも参加できそうであれば参加していただきますし、そういう不安を抱えながら参加いただいて体調を崩されるなど、健康を害してまで参加していただくような制度ではないと思っていますので、そこは考えています。

それは法曹三者、立場は違いますけれども、共通の理解があった上でどこまでやるかという議論をしているところかなと思いますので、これから参加いただく方はそういった点が不安かもしれませんけれども、御心配いただかなくてもいいのかなという気はしています。どうもありがとうございました。

今度はもう一点で、証人尋問、被告人質問というところで、往々にして尋問の意図が分かりにくいとか、尋問の仕方をもう少し工夫してもらおうと理解しやすかったなどという声を聞く場合があるのですけれども、そういった観点で証人尋問、被告人質問でお気付きの点があれば、何か御紹介いただければと思います。

5番さん、どうぞ。

(5番)

被告人の方に質問するとき、裁判長から事前に、気になるところは何でも聞いていいですよと言われたのですけれども、実際にどこまでの話を聞いたらいいいのかなと。少し気になることがあっても、これは関係あるのか関係ないのかと考えてしまって逆に聞けなかったり、これは関係ないかなと自分で判断して聞けなかったり、そういった判断が少し難しいなと思いました。

(司会者)

5番さんは、実際に質問はされたのですか。

(5番)

質問はしていません。実際にこの事件の裁判員の中では、一人の方だけが質問されたぐらいです。代表で質問したみたいな形です。1回、休憩で外へ出るときに、これはどうなのだろうみたいな話を少しした後、では私が聞きますという感じでおっしゃっていただいて、その方が代表で質問したという感じでした。

(司会者)

5番さんが参加された事件ですと、争いが無い事件ということで審理が進んだと思うのですが、途中から被告人が放火の故意がないと、火をつけるつもりではなかったような話しぶりに変わっていった様子があって、その辺りが皆さんの中でどう感じられたのかというところ、あるいはそれについて今の補充の裁判所からの質問というところの問題にもなるのかもしれないのですが、つながっていくのかなと思ったのですが、その点はいかがですか。

(5番)

一番最初の冒頭陳述のところで弁護人の方が話をされて、その後にお昼を挟んで被告人質問の段階で、もう1回弁護人の方が質問したら、あれ、さっきと違うことを言っている気がする。弁護人の方もあれっという感じで、何か相談するという感じになったこともあったのですが、結局それも評議の中でも一応話題にはなったのですが、その故意の部分がどの程度の重点を置いているかによって量刑が変わってくるのかなという感じの話は裁判員の中では出ました。

(司会者)

先ほどいただいたところに戻すと、質問は何かしてみたいのだけれども、本当に質問していいのかしらというところが少しちゅうちょしてしまいましたという感じなのですね。

(5番)

特に私が担当した事件だと、痴情のもつれが絡んでいて火炎瓶を投げたのだけれども、実際にはね返って隣の家の室外機を燃やしてしまったというものだったので、

当事者が直接関係ない形になってしまっているのです、そこでどの程度の恨みというか、仮に元々、被告人が火炎瓶を投げようと思っていた家の方をAさんとするのですけれども、Aさんに対してどの程度の故意を持っていたのか、でもそれが結局はね返って別のところに行ってしまったから、直接は事件性としては関係ないのだけれども、背景としてどの程度の故意があったかどうかというところで、いつから関係があったのかとか、どういうきっかけで別れるようになったのか、その辺りが少し気になったりしたのですけれども、時系列で、どの段階でどうなったのかなというのが、検察官の説明でも弁護人の説明でもちょっと分かりづらかったかなというところがあったので。

(司会者)

一番よく知っている被告人質問の中で、時系列的にどんなことがあって、その時々はどうだったという事が。

(5番)

それが変わったのです。そこが少し変わったので、さっき言っていたことと違う、弁護人の方が説明した内容とずれたかな、どちらかなみたいな感じで。

でも、みんなで、どうなったのだろうねと。多分被告人自体もああいう場に立って質問されて舞い上がってしまったから、自分が何を言ったか覚えていませんという形になったので、これ以上追及してもだめだなという判断をしました。

(司会者)

ありがとうございます。

証人尋問、被告人質問の場面で、今の5番さんのお話はむしろ、裁判所からは裁判員の方は立場として直接質問できますよという御説明を差し上げていますが、実際に質問をする場面になると、いろいろなことを考えると、なかなか言葉を出すのは難しいですということなので、これは裁判所の課題なのかなという感じがしました。

1番さん、どうぞ。

(1 番)

証人の方ということで、今回も先ほどのドライブレコーダーではないですけども、割とターミナル駅の近くだったもので、カメラで彼らの動向が分かるわけです。実際、路地で殴っているというところは分からないのですけれども、そこに一人の通行人が入ってきて、威嚇するようなことをやっている場面があるのです。その威嚇された人が証人で出頭してきたのですけれども、しどろもどろで、うまく答えられないようで。

(司会者)

検察官から請求された証人の方で、恐らくその質問自体はこういうことを聞きたいのだなというのは分かるような展開だったけれども、証人の方がうまくそれに答えてくれるような感じではなくてという状況だったのですね。

(1 番)

そういうふうに感じました。

(司会者)

それで、事前に何か行われているのでしょうかという辺りがお尋ねかなと思うのですが、検察官の立場からお願いします。

(検察官)

その件がどうかはあれですけども、基本的に検察官が請求する証人とは事前に打合わせをしておりますして、証人に出ていただく趣旨とか、その時点での記憶がどの程度あるのか、その事件から多少経ってしまってもいるので、そういったことを確認したり、どういう状況でどういう裁判所の中の説明をしたりとか、大体の方が証人が出るのは初めての人が多いので、説明はして打合わせはしているはずですよ。

(司会者)

2 番の方、どうぞ。

(2 番)

先ほどの 5 番の方と同じで、裁判員が被告人に質問する場面もあったのですけれど

ども、検察官側と弁護人がそれぞれ主張が終わった後、午後、裁判長からの質問事項があったのですが、事前に1回ミーティングで、どういったことを質問したいですかというのを確認がありました。

ですから、突発的な質問ではなくて、事前に1回時間をおいて、それぞれ質問したい内容を裁判長が聞いていて、では、それを質問しましょうかということで、1番、2番、3番、4番、5番という順番を決めて、午後、質問をしたという経緯がありました。突発的に質問していいよと言われると、さすがに何を言っているのか悪いのか分からないところがあったので、たまたま私のところは、事前にミーティングの中で質問する内容を確認して質問したということがありましたので、そういう面ではよかったと思います。

(司会者)

6番さん、どうぞ。

(6番)

私のところも全く同じです。ミーティングでやって、それから質問に入りました。

(司会者)

当部でもそういうやり方をされていて、いろいろな感想とか疑問点を出していただいて、では、何を聞いていきたいと思いますかという整理をした上で裁判所からの質問という形をとらせていただいています。

大事なことは、この事件でこの証人あるいは被告人に何を尋ねておいて、評議のときにこういう点を聞き忘れてしまったということがないようにしたいなというところがあるのです。

そうすると、裁判員、補充裁判員の方からいろいろな意見が出て、そこで整理して直接質問してもいいですよという方には質問いただいています。

ただ、傍聴人がいる中で法廷で口を開くというのは結構ハードルが高いのです。だからということで質問しないからということで意見を控えてしまうというのが一番悪いのかなと思うので、質問はしなくて結構ですので、とにかく疑問点などを出

していただいて、直接聞けない分は我々が代わりに聞きますからということで、疑問などを残さない形で進めていくというやり方が割と多いという感じがします。

今、紹介のあった2番さん、6番さんは、そのやり方なのかなという気がします。

証拠調べに関してというところで、また法曹関係者の皆さんから御質問があればお尋ねいただければと思います。

(裁判官)

私の立場からすると、審理スケジュールを事前に組むことが結構メインの仕事として一つあるのですけれども、大体60分に1回ぐらい休み時間を挟もうとは思っているのですが、結局のところどういうのが一番、法廷で聞いているのが体力的に結構つらいのかというのがこちらとしてはなかなか分からないところであって、供述調書を聞いているのが60分を超えてくるとつらいなとか、人の話も意外とつらいなとか、ドライブレコーダーみたいに目で見るものも目が疲れるなとか、もちろん人によるところもあるかと思うのですが、長時間聞いてこれは疲れたなど、理解しにくいとかはまた別の話で、法廷にいて見たり聞いたりすることが疲れたという印象があるものがあれば教えていただければと思います。

(司会者)

疲労感を感じる証拠調べですね。

(裁判官)

そうですね。

(司会者)

2番の方、どうぞ。

(2番)

私の受けたところで言うと、最後の審議の時間が苦痛とかではなくて、逆に休憩時間がいっぱいあり過ぎて、こちらの方が苦痛でした。だから、5日間だけれども、これをもう少し短くしたら4日間がいいのではないかというのが一般的に思うところで、休憩時間が長過ぎて、もう少し時間を長くやってもいいのではないかとは思

いました。

私もサラリーマンですから、会議室でやるのと少し違うなというのは感じました。休憩が長過ぎて、間が空き過ぎたというのは感じました。

(裁判官)

それは合間の20分とかの割と細かい休みも、お昼の長く取るところもあるではないですか。

(2番)

間の20分ですね。

(裁判官)

あれも悩ましいところで、エレベーターで行ったり来たりしなければいけないですし、喫煙の方もいらっしゃって、喫煙の方は評議室へ行って、喫煙室へ行ったりとか、被告人も1回戻ったりというのがあって、長めになってしまっているところもあるのですけれども、確かに普通に会議などを考えたら10分、15分休憩というのが妥当かなというところもあるので、その辺も参考にさせていただきたいと思います。

(司会者)

リフレッシュする機会かなと思いながら、良かれと思ってやっているのですけれども、必ずしもそうではないかもしれないというところですね。ありがとうございます。

それでは、だんだん時間がなくなってきているところで恐縮ですが、評議の進行の仕方に何か問題はありませんでしたかというお尋ねになります。

どの事件も検察官が主張される事実が認められて有罪になるのかどうかを議論していただいた上で、刑を決める作業、議論をしていただいているところです。そういう中で、議論をしている対象が明確になったのかどうかですとか、あるいはその評議が話しやすい雰囲気が確保されていたのかどうかといった辺り、評議の進行について全般的な印象、感想ということになるかもしれませんが、何かお気付

きの点などありましたらお願いします。

では2番さん、お願いします。

(2番)

判例のグラフ、それと私的な、これぐらいの悪いことをしていたらこれぐらいかなと自分なりに思うこととかなりギャップがありますね。極端に言うと、人を殺したらこのくらいというような。

いわゆる被告人であろうが一般市民であろうが、基本的に法の平等がありますよという大義があって、これはなかなか覆せないですね。

だから、最終的には量刑としては、現状の刑法上では適切なのかなという判断はするのですが、感情的にはなかなか、いろいろな方がいらっしゃるとは思いますけれども、私個人的にはやはり重篤な犯罪に関しては今の刑法はやや甘いのかなという感想は持ちました。

(司会者)

そういう感じですね。分かりました。

議論をしていく中で当然、その背景も違いますし価値観も違う方が集まっての議論ですから、そうそうすぐに結論に向かって落ち着いていくということは多分ないと思うのですね。

そこに向けて議論を進めていくことになるのですが、先ほど申し上げたとおり、今、何を議論しているのか、あるいはどこに向かっているのかといった辺りが、皆さん、こういう流れでこういうふうに進んでいったのだなということが理解できるような進行だったのかどうかと。

また、理解し、あるいは意見を出す上で、そういう素地というか雰囲気が出ていないとなかなか意見というのは言いづらいのだろうなと思うものですから、そういった進行の面、進ませ方、そのときの裁判長、司会をしている人のやり方などで特に問題ありませんでしたよということなのか、もう少しこういうところも気を付けたらよりよいものになったのではないですかといったところがあったのか、そう

いった辺りを少しお聞かせいただければというところで、再度お聞きします。

3番さん、どうぞ。

(3番)

私の場合には、雰囲気はよかったです。コミュニケーションもよかったです。当然いろいろな分からないことが多々あるわけですが、それに関しても適切な形で説明していただきましたし、関連事項に関しても、関連のところまで納得できるぐらいまで裁判官方、もちろん裁判長しかりですけれども、時にはジョークを交えながらという雰囲気はよかったのではないですかね。

だから、結構闊達な意見交換ができていたと思いますよ。

(司会者)

6番さん、どうぞ。

(6番)

私のところも同じく進行役の方、中堅の裁判官の方が進行役だったのですけれども、非常にスムーズに流れを持っていかれるし、先ほど話題になった20分休憩が終わった後に、今までこういう論議をしていたのです、こういう話だったのです、こういうことでこれからもう1回再開しますみたいな説明があってから再開をするとか、そのようなテクニックというか話の進め方をしていただいたので、あまり的が外れたり、休みのときに忘れてしまうとか、論点がずれなかったような気はしません。非常にスムーズに行きました。

それから、私のところのメンバーは世代が様々で、若い方もいらっしゃるし中堅もおられるしということで、年寄りばかりではなかったという中で、そういった意味ではコミュニケーションもよくとれたというのか、うまく導いていただきました。

(司会者)

若い方が少し発言を控えるとか、言いづらいとか、そんな感じはありませんでしたか。

(6番)

最初の頃は、ほとんどしゃべらない方もいらっしゃいましたが、回を重ねていく
というか、2回目、3回目になるにつれてしゃべれるようになりました。

(司会者)

では、皆さんから意見が出て議論していくという雰囲気もできてきたということ
ですね。

5番さん、どうぞ。

(5番)

私のところも同じように、私のところは一番若い方が司会をされたのですけれど
も、会を始める前に今まではこうでしたという概要を説明して、これからこういう
ことを決めましょうという説明をしていただいて、量刑についても実刑と執行猶予
と保護観察、それぞれがどういう位置づけになっているというのをまず説明されて、
この事案に対して概要を踏まえて、皆さん、まず第一印象はどうですかみたいな感
じで一人ずつ意見を言ったりしました。

実際に量刑グラフなどでいろいろなケースをその場で検索していただいて、この
場合にはこれだけ件数が出ています、この場合には件数がありますね、実刑の場合
にはどの程度のものをやると実刑ですねという感じの見本や先例を具体的に示して
いただいた上での評議が進められて、よかったなと思いました。

(司会者)

量刑を最終的に決めますけれども、その前提として、量刑の基本的な考え方と言
われていますが、裁判官がこれまでこういった辺りを中心に考えてきたので
すという御説明を多分どの裁判でもされていると思いますし、今、5番さんからあ
りましたけれども、裁判をする上でいろいろな制度があるものですから、それを知
っていただいた上で議論をしなければいけないなということで、いろいろな場面で
説明を裁判官からしなければいけないですし、また理解していただきやすくしてお
かなければいけないという気持ちはあるのですけれども、どの合議体でもその辺り
の説明は理解しやすいものが提供されたということによろしいですか。

皆さん、うなずかれていますね。

その上で、裁判官も裁判員の皆さんも同じような立場で評価をして結論を出していくという作業をしていったと思うのですけれども、一方的に裁判官がしゃべっていたとか、そのような場面は恐らく今どきはないだろうとは思っていますけれども、そんな感じでよろしいですか。（全員うなずく。）同じように議論しながらということだったということですね。

今の評議のところで何か御質問いただけるようでしたら、法曹関係者の皆さんからお願いしたいのですが。

よろしいですか。大丈夫ですかね。

それでは、本編的などころはこの辺りというところになるのですが、締めくくりという場面ということで、冒頭でお話ししたとおりなのですけれども、今日の意見交換会の内容はホームページにアップされる予定となっております、これから裁判員となられる方が参考にとということで、御覧いただくことになるかと思えます。

そうしますと、先輩経験者の発言というのは、これから参加するであろう方の非常に参考になるものと思えますので、そういった方々へメッセージを頂戴できれば、簡単にでいいのでお一人ずついただければと思います。

また1番の方から、よろしいですか。

（1番）

最初に申しましたように、法律の考え方が変わったというか、守らなければいけないものから、それを運用して人の量刑を決める、その量刑を決めるということは今までの過去の積み重ねを参考にして決める、だから突発的に感情に流されて、刑を決めるということが起きない、一般生活をしている人たちの意見も酌量して裁判ができていますので、非常にいい制度ではないかと思うのです。

そんなことはないと思うのですけれども、2回目どうですかといわれたら、またやります。

（司会者）

ありがとうございます。

参加してよかったという実感を持たれているということでよろしいですか。ありがとうございます。

では、2番の方、お願いいたします。

(2番)

今回のこの裁判員裁判というのは、もともと裁判官、弁護士、検察官の専門知識の方々に協議をしていく中で、やはり一般の国民にも広く、隠れた中で決めるのではなくて幅広く一般の方にも知っていただく、またはその裁判を実際に入って、一般の常識も中に取り入れていくというようなことも趣旨としてあると思っています。

そういうことから考えると、確かに規定は刑事事件という重い事件を扱うわけですが、裁判の知識がなくても、法律の知識がなくても、裁判官、検察官の方、弁護人の方々が非常に分かりやすく導いてくれるということをつくづく感じましたので、こういう機会をもし与えられたのならば、当然職場の環境、家庭の環境がいろいろありますけれども、是非経験されたほうが将来的にも必ずプラスになるのではないかと思います。

最後に、最近裁判員になられる方が非常に少ないというニュースも聞きました。であるならば、先ほど1番の方もおっしゃったように、一般には6人選ぶのですが、もう一方で一度経験された方ももう一度そういったところに、可能であれば補佐ができるような仕組み作りをすれば、経験された方も一般の国民ですから、幅広く伝えるという意味ではそういったことも検討したらいいのではないかなと思います。

丸つきり一から6人をゼロから選ぶということも大事ですが、一度経験された方ももう一度、そこにもし補充があればサブ的に入るとか、何か分かりませんが、そういった場を作るのもまた一つではないかなと思いました。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では、3番の方、お願いします。

(3番)

興味のある方は当然参加されるのでしょうかけれども、興味のない人が結構多いのですよ、逆に。だから、その方たちにどうするかというと、言葉は悪いですけども、おもしろいですから参加してみたらと。

参加してみたら、評議も非常に興味深い、経験をしたことのないことが新たなステージに現れるような気がしますので、国民の義務というよりも日本国の司法をどうやって見ていくのか、現場を自分の目で見て、一つずつ何らかの変化に役立てればいいのかなどは感じます。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では、5番の方、お願いします。

(5番)

私自身もいい経験ができるので、是非参加できる機会があるのであれば参加した方がいいと思います。

興味があってやりたいのだけれども、結局くじに当たらないと、選任されないと出られないではないですか。そういった意味では、それこそやりたい人を募って登録制度ではないですけども、そういう制度もあつたらいいのかなと少し思いました。

推理小説が好きだと、実際に証拠を見ながらどんどん自分たちで検証しながら、本当にこの人はこうだったのだねとか、その人の人生を決めてしまうので少し重いことではあるのですがけれども、私もおもしろかったので、機会があれば是非またやりたいなと思っているので、それこそ選任されないと出られないというだけではなくて、別の方法とか制度とかでもいいと思うのですがけれども、やりたい人というのが登録なりで参加しやすい環境があるといいなと思います。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では、6番の方、お願いします。

(6番)

まず裁判員に選ばれると嫌だなと思う理由は二つあります。

一つは何日間拘束されるのだろうかということです。私が裁判員になって4月だったと思いますけれども、ニュースを見ていたら200日の裁判員裁判の裁判があったという話を聞いたのですけれども、もしもそんなことがあったら、とてもついていけないなと思いました。それが一つの不安です。

もう一つの不安は冒頭にも言いましたように、殺人事件とかそういった凶悪な事件の生々しい写真がどうだという話が出てきた、これも嫌だなと思われる、私と同じ御意見の方もおられると思います。だったらやめておこうと。ただし、今日、話を聞いて安心しました。できる限りそこはうまくカバーしているのだということで。

それで、あと日程の問題は最初に説明がありますので、30日、50日などといわれたら、ちょっとという人がたくさん出るとは思いますけれども、そういうのも最初から説明がありますので、そこはどうしても都合がつかない場合はやむを得ないとしても、そうでなければ、あとは何も心配要りませんと。二つの心配だけが拭われれば、あとは法律知識がなかろうと、もしかしたら裁判員で裁判に出て脅されるのではないとか、そのようなことは全くないということが分かりましたので、当たったら、私みたいに嫌だと逃げ回らないで、ぜひ覚悟を決めてやられたらおもしろいかと思います。

結論は70歳にしていい経験をさせていただきました。もう当たることはないと思いますが、70年の人生の中で一つのおもしろい思い出を作っていたというのがメッセージです。

(司会者)

どうもありがとうございました。

最後に、参加いただいた法曹関係者の皆さんから経験者の皆さんのお話を伺って

感想などをお持ちであれば、それを伺って意見交換会を終了ということにしたいと思います。

では、池田検察官から頂戴できますか。

(検察官)

今日はどうもありがとうございました。

皆さん、とても前向きにいい経験をしたと言っていたに非常に心強く感じました。裁判員裁判の制度というのは、御承知のように司法制度の中では新しい制度ですけれども、皆さんのように捉えていただけるということであれば、今後ますますいい制度になっていくのではないかなということで、非常に期待も膨らんでいるところです。

最後におっしゃっていただいた、これから裁判員になる方についての理解の深め方に、こういう経験者の方のお力を借りるとするのはとてもいいアイデアだなと思います。

今後この制度が広く理解されて愛される制度になっていくように、みんなで力を合わせて私も頑張っていきたいなと思いました。

ありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございます。

千歳弁護士からもお願いできますか。

(弁護士)

弁護士は裁判員になることはできないのです。将来的にも裁判員になることができない。となりますと、裁判員の方々からの生の言葉というのは、例えば感想文のようなものであるとか、そういうところでしか聞き取ることができないのです。そういうときに、こういう形で裁判員を経験された方の生のお話をお伺いできる機会というのは、我々にとっても今後の弁護活動を充実化させていきたい、それこそ本当に分かりやすい裁判員裁判を法曹三者で協力して実現していくためにもよい機会

だと思っております。

今回も大変参考になりました。ありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では、野上裁判官からお願いします。

(裁判官)

今日はありがとうございました。

生々しい写真などは、やはり皆さん不安に思っていたのだなという辺りもよく分かって、今後でもできる範囲で気を付けながら頑張っていきたいなと思います。

皆さんが本当にいい経験になったと言っていたのが、ありがたいなと思ひまして、私はふだん仕事で小中高校生の学生さんの傍聴の案内などをすることもありますが、先ほどお子さんとかお孫さんが見て、やってみたいと言ってくれているという話もあったので、今度来た学生さんには、裁判員をやった方はすごく楽しくてもう1回やりたかったと言っているよと自信を持って案内しておきたいと思ひます。

貴重な御意見を本当にありがとうございました。

(司会者)

では、これで裁判員経験者の意見交換会を終了ということになります。参加いただきました皆さんには進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。